

古代石城石背両国建置年代一考

板橋 源
佐々木 博康

A Study of the Year in which the Provinces of "Iwaki 石城"
and "Iwase 石背" were established in Ancient Times

GEN ITABASHI
HIROYASU SASAKI

I. 建置年代問題の経緯概略

古代において石城と石背の両国が一時陸奥国から分割され、それぞれ一国として建置されたことがあった。その建置の年代については、続日本紀の養老2年5月乙未条に

割陸奥（原作常陸）国「之」石城。標葉。行方。宇太。白（原作白）理。常陸国之菊多六郡。置石城国。割白河。石背。会津。安積。信夫五郡。置石背国。割常陸国多珂郡之郷二百一十烟。名曰菊多郡。属石城（原作背）国焉。¹⁾

とあるし、また一代の碩学と称された一条兼良の令の注解書である令抄にも

石城石背等国——養老二年始置石城石背国。²⁾

と継承されてあるので、養老2年建置ということになっていたのである。

ところが、喜田貞吉博士は続日本紀養老2年5月乙未条の記事に疑義を抱かれ、石城石背「両国の建置は大化以後に在りて、遅くも大宝を下ることな」³⁾しという新しい見解を提唱された。

これが発端となり同博士と高橋万次郎氏との間に、石城石背両国の建置年代について有名な論争が展開されたことは学界周知のところである。

結局、両氏の論争点は令義解の戸令新附条に

凡新附戸。皆取保証。（中略）其先有両貫者。従本国為定。（中略）唯大宰部内。及三越。石城。石背等国者。従見住為定。（下略）⁴⁾

とあり、軍防令帳内条にも

凡帳内。（中略）其資人。（中略）並不得取三関及大宰部内。陸奥。石城。石背。越中。越後国人。⁵⁾

とみえている石城石背両国名が、養老令制定の際に加筆されたものであるのか（高橋氏）、それとも大宝令にすでにあったものを養老令がそのまま踏襲したものであるのか（喜田博士）、ということに集約され、いずれとも決着をみなかったのである。喜田博士は既述したように、続日本紀養老2年5月乙未条の文を疑い、両国の建置は大化以後大宝年間までの間であると説いたのであるから、この見解にたてば、令義解の戸令新附条と軍防令帳内条に石城石背両国の名が

1) 続日本紀：新訂増補国史大系、第2巻、74頁
括弧内は同頭注。

2) 令抄：新枝群書類従、第4輯、216頁。

3) 喜田貞吉：「石城石背両国建置沿革考」歴史

地理第20巻第5号、大正元年11月。

4) 令義解：新訂増補国史大系、第22巻、95頁。

5) 同上、196頁。

みえているのは、大宝令の条文そのままであるからだと解釈しなければならなくなるのは当然であった。しかるに高橋氏は両国の建置年代を続日本紀養老2年5月乙未条によって養老2年であったと主張したので、石城石背2国名のみえている令義解の戸令と軍防令の条文は、養老令制定の際に新しく加筆したものであると解釈したのも、これまた当然であったのである。そこで現行の令義解のこれら2条文は大宝令以来そのまま継承されて養老令の条文にくみいれられたものなのか、それとも養老令制定の際に新しく設けられた条文であるのかという問題は、石城石背両国の建置問題を離れて全く別の角度から決定できるならば、この大論争解決上有力な端緒となるのであるが、現在のところ、そういった決定がまだなされていない。

しかるに、この大論争解決に、以上とは別の立場から有力な発言をされたのが土田直鎮氏である。土田氏は紅葉山文庫旧蔵の令義解（現在内閣文庫所蔵。卷子本。共7軸。番号32428）の戸令新附条の紙背に

問。石城石背国在何処。答。古格云、養老二年分陸奥国為三国云々者。但未知復旧之格。¹⁾とある史料をとりあげ「此処に陸奥国を分けて三国としたとある事柄は、当然城背二国の建置を示すものに相違なく、養老二年両国設置の格が存在したことが明瞭である²⁾と提唱された。養老2年建置説が、これによって補強されたのである。

本稿はこの驥尾に附して石城石背両国の建置年代に関係ある一つの傍証史料をあげて、その建置年代を検討してみようというのがその主旨である。

II. 続日本紀慶雲4年5月条

石城石背両国の建置年代については、続日本紀養老2年5月乙未条や、土田氏によって提示された紅葉山文庫旧蔵令義解の紙背文書のほかに、この建置年代を傍証することができる1史料がある。それは続日本紀の慶雲4年5月癸亥条で、次のごとくみえている。

讚岐国那賀郡錦部刀良。陸奥国信太郡生王（谷本傍朱書作生玉。類史七八戊本作壬生）五百足。筑後国山門郡許勢部形見等。各賜衣一襲及塩穀。初救百濟也。官軍不利。刀良等被唐兵虜。没作官戸。歴卅余年乃免。刀良至是遇我使粟田朝臣真人等。随而帰朝。憐其刻苦有賜也。³⁾

生王五百足⁴⁾は天智天皇治世初期の百濟救済の軍に出征し、四十数年間、唐の捕虜になり、遣唐使粟田真人⁵⁾につれられて帰国している。さて、「陸奥国信太郡」というのは信夫郡の誤りであろうといわれている⁶⁾。そうであるとするならば、信夫郡は石城石背両国建置とともにその所管は陸奥国より石背国に移管になっているのであるから⁷⁾、この「陸奥国信太郡」は五

1) 令義解：新訂増補国史大系，第22巻，95頁。
土田直鎮：「石城石背建置沿革考」歴史地理第83巻第1号，昭和27年2月。

2) 土田直鎮：前掲「石城石背建置沿革考」

3) 続日本紀：新訂増補国史大系，第2巻，28頁
括弧内は同頭注，なお同条文は類聚国史巻78にもみえている（新訂増補国史大系，第5巻，406頁）。

4) 新訂増補国史大系本の続日本紀は生王五百足につくり，その頭注に「生王，谷本傍朱書作生玉，類史七八戊本作壬生」（28頁）とあり，類

聚国史には壬生五百足につくり，頭注は「壬生原作壬生，今從戊本，本史作生王，同一本作生玉」（406頁）とある。また竹内理三等編：日本古代人名辞典はこの生王を壬生カとしている（第3巻，778頁）。

5) 大宝元年5月に入唐使粟田真人は節刀を授かり，2年6月出発。慶雲元年7月帰国。10月に朝に拝している（続日本紀，旧唐書倭国日本伝）なお詳細は竹内理三等編：日本古代人名辞典参照（第1巻，115頁）。

百足の出征前の本貫をいったものであるのか、それとも帰国後のものを記したのかという問題がここにおこってくる。これを出征時の天智天皇治世初期のものと考えることができれば、天智朝頃の信夫郡の所管は陸奥国にあったといえようし、帰朝時の本貫をいったものとしても、そのいずれにもせよ、天智2年か慶雲4年かには石城石背両国は存在していなかったことになる。

そうであるから、この両国が大化以後大宝年間までの間に建置され、養老年間まで存続していたと主張する喜田博士の所説は成り立たぬこととなる。

III. 結 語

ところで続日本紀の養老2年の石城石背国建置の条文のほか、扶桑略記の養老2年5月乙未条に

停石背磐（原作盤）城等国（尾本作国等）安陸奥国。¹⁾

とあり、これは濫觴抄にも

能登安房等

元正四年戊午^{養老}二年五月乙未日（中略）停石背^(ママ)盤城等安陸奥国。²⁾

と引載されてあるが、この養老2年石城石背両国停止の記事は誤りである。それは続日本紀の養老3年閏7月丁丑条に

石城国始置駅家一十処。³⁾

とあるし、また類聚国史の養老4年11月甲戌条にも

勅。陸奥。石背。石城三国調庸并租。減□之。⁴⁾

とみえていて、扶桑略記の養老2年の記事のごとく廃止されておらず、石城石背2国は養老3年にも、同4年にも存在しているのである。

それ故、古代において石城石背両国を建置した年代については、続日本紀の養老2年説が永い間承認されていた。これに対して喜田貞吉博士の大化以後大宝年間までの間とする異説が提起されたのであったが、戦後、土田直鎮氏が内閣文庫所蔵、紅葉山文庫旧蔵本の令義解、戸令新附条の紙背文書を提示し、養老2年建置説を補強され、喜田説をしりぞけられたのであった。

ところが以上のほかにも続日本紀、慶雲4年5月条にみえる「陸奥国信太郡」は天智天皇治世初期か、若しくは慶雲元年から同4年頃のものであるとみられるし、また一条兼良もその著、令抄において養老2年建置とみているので、その建置年代を大化以後大宝年間までの間とする喜田説には信をおきがたく、やはり養老2年説が妥当であろう。

6) 陸奥国信太郡は陸奥国信夫郡の誤りと解釈する説のほかには常陸国信太郡、あるいは陸奥国志太郡の誤りとも考えられるのであるが、とにかく陸奥国信太郡は常陸国信太郡の誤りであるという積極的根拠は考えがたい。陸奥国の信夫郡か志太郡とみるのが穏当であろう。そうとするならば、志太郡は続日本紀延暦8年8月条に初見するのに対し、信夫の名はすでに続日本紀養老2年5月条にみえているので、信太郡は信夫郡の誤りであろうと考えられるのである。

7) 続日本紀養老2年5月条（新訂増補国史大系、第2巻、74頁）。

1) 扶桑略記：新訂増補国史大系、第12巻、82頁 括弧内は同頭注。

2) 濫觴抄：新校群書類従、第20輯、365頁。

3) 続日本紀：新訂増補国史大系、第2巻、77頁

4) 類聚国史：新訂増補国史大系、第5巻、461頁。

以上、ここに石城石背両国建置年代を考えるべき一つの傍証史料を提示し、ひろく御教示を仰ぐ次第である。

—昭和35.4.16稿・昭和36.10.18補—